

都道府県別のチェーンとタイヤの規則に関する道路交通法施行細則・道路交通規則

作成:svq 2005/12/22 http://ps-j.com/data/tyre.pdf

道路交通法（昭和三十五年六月二十五日法律第五号）  
 （運転者の遵守事項）  
 第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。  
 （中略）  
 六 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項

原動機付自転車や二輪車が対象となるかどうかや、トレーラーの扱いについても各都道府県で差異があるので、それらについては例規の内容を読んで判断してください。

間違いがあったら許してください。この情報を利用したことによる損害や不利益はその責を負いません。

取り付ける数や場所は明記していないが、措置の手段として示されているもの

全車輪に取り付けることと明記しているもの

駆動輪など一部の車輪に取り付けることと明記しているもの

具体的に措置の手段として示していないが、「等」にあたり措置とみなされる可能性があるもの

× 措置として認められないと明記しているもの

50% ブロックの摩耗が50%未満であることを条件としているもの

公安委	チェーン	冬タイヤ	規定内容	条例の名称
北海道		スノー  全車輪	積雪し、又は凍結している道路において、自動車若しくは原動機付自転車を運転するときは、スノータイヤを全車輪に装着し、又はタイヤ・チェーンを取り付ける等滑り止めの措置を講ずること。	北海道道路交通法施行細則 北海道公安委員会規則第11号 昭和47年11月20日 第12条二
青森	駆動輪	雪路用  全車輪	積雪又は凍結のため、すべるおそれのある道路において自動車又は原動機付自転車を運転するときは、次のいずれかに該当するものであること。 イ 駆動輪(他の車両を牽けん引するものにあつては、被牽けん引車の最後軸輪を含む。)の全タイヤに鎖その他のすべり止めの装置を取り付けること。 ロ 全車輪に、すべり止めの性能を有する雪路用タイヤを取り付けること。	青森県道路交通規則 平成十年九月三十日 青森県公安委員会規則第七号 第十六条一
秋田	全車輪	防滑性能  全車輪 50%	積雪又は凍結のためすべるおそれのある道路において、自動車(小型特殊自動車を除く。)又は原動機付自転車を運転するときは、全車輪にすべり止めの性能を有するタイヤ(接地面の突出部が50パーセント以上摩耗していないものに限る。)又は鎖を取り付ける等すべり止めの措置を講ずること。この場合において被けん引車は、そのけん引する自動車の一部とみなす。	秋田県道路交通法施行細則 昭和39年9月1日 秋田県公安委員会規則第7号 第11条(5)
岩手	駆動輪	雪路用  全車輪 50%	積雪し、又は凍結している道路において、駆動輪(他の車両を牽(けん)引する場合にあつては、被牽(けん)引車の最後部の軸輪を含む。)のすべてのタイヤに鎖を取り付けること、雪路用タイヤ(雪路用タイヤとして製作されたもので接地面の突起部が50パーセント以上摩耗していないものに限る。)を全車輪に取り付けることその他のすべり止めの方法を講じないで自動車(小型特殊自動車を除く。)又は原動機付自転車を運転しないこと。	岩手県道路交通法施行細則 昭和35年12月19日 公安委員会規則10号 第14条(5)
宮城		防滑性能  全車輪 50%	積雪又は凍結のため、滑るおそれのある道路において、タイヤに鎖又は全車輪に滑り止めの性能を有するタイヤ(接地面の突出部が50パーセント以上摩耗していないものに限る。)を取り付けるなど滑り止めの方法を講じないで、三輪以上の自動車(側車付きの二輪の自動車及び小型特殊自動車を除く。)を運転しないこと。	宮城県道路交通規則 平成13年02月01日 公安委員会規則第1号 第14条(1)

公安委	チェーン	冬タイヤ	規定内容	条例の名称
山形		スノー  全車輪 50%	積雪又は凍結のため、滑るおそれのある道路において自動車（小型特殊自動車を除く。）又は原動機付自転車を運転するときは、タイヤ・チェーンを取り付け、又は全輪にスノータイヤ（接地面の突出部が50パーセント以上摩耗していないものに限る。）を取り付ける等滑り止めの措置を講ずること。	山形県道路交通規則 昭和49年2月20日 山形県公安委員会規則1号 第15条(1)
福島	駆動輪	スノー  全車輪 50%	積雪又は凍結している道路において、駆動輪(他の車両に牽けん引される車両にあつては後輪)にタイヤチェーン又は全輪にスノータイヤ(接地面の突出部の摩耗が50パーセント以下のものに限る。)を取りつける等すべり止めの措置を講じないで自動車(小型特殊自動車を除く。)又は原動機付自転車を運転しないこと。	福島県道路交通規則 昭和35年12月20日 福島県公安委員会規則第14号 第11条(1)
栃木			積雪又は凍結のためすべるおそれのある道路で自動車（二輪の自動車を除く。）を運転するときは、タイヤに鎖を巻く等すべり防止の措置を講ずること。	栃木県道路交通法施行細則 昭和四十七年四月一日 栃木県公安委員会規則第三号 第13条(2)
茨城		雪上タイヤ	積雪又は凍結している道路において自動車(二輪のものを除く。)を運転するときは、雪上タイヤを用い、又はタイヤにチェーンをとりつける等すべり止めの装置を講ずること。	茨城県道路交通法施行細則 昭和53年11月30日 茨城県公安委員会規則第11号 第13条(4)
千葉		スノー等  50%	積雪又は凍結によりすべるおそれのある道路において自動車を運転するときは、タイヤ・チェーンをとりつける等すべり止めの措置を講ずること。 第6号に規定する「タイヤ・チェーンをとりつける等」とは、スノータイヤ等スリップ防止用タイヤの使用を含むが、この場合接地面の突出部が50パーセント以上摩耗していないものでなければならない。	千葉県道路交通法施行細則 昭和三十五年十二月二十日 公安委員会規則第十二号 第9条(6)
埼玉	駆動輪		積雪又は凍結によりすべると認められる道路において、自動車（大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）を運転するときは、駆動輪にタイヤチェーンを取り付ける等すべり止めの措置を講ずること。	埼玉県道路交通法施行細則 昭和41年4月6日 公安委員会規則第2号 最終改正：平成12年8月11日 公安委員会規則第11号 第10条(7)
群馬	駆動輪	雪路用	積雪又は凍結のため滑るおそれのある道路において自動車又は原動機付自転車を運転するときは、前又は後の駆動輪のタイヤに鎖等の滑り止め装置を施し、又は雪路用タイヤを用いること。	群馬県道路交通法施行細則 昭和54年3月16日 公安委員会規則第1号 第25条(8)
東京			積雪又は凍結により明らかにすべると認められる状態にある道路において、自動車又は原動機付自転車を運転するときは、タイヤチェーンを取り付ける等してすべり止めの措置を講ずること。	東京都道路交通規則 昭和46年11月30日 公安委員会規則第9号 第18条(4)
神奈川		特殊タイヤ	3輪以上の自動車が積雪の場所を通行するときは、タイヤに鎖を巻き、又は特殊タイヤを用いる等して、滑るおそれのないようにすること。	神奈川県道路交通法施行細則 昭和44年2月18日 公安委員会規則第1号 第11条(1)
山梨	状況により 全駆動輪	防滑タイヤ  状況により 全駆動輪	積雪又は凍結している道路においては、タイヤチェーン又はスノータイヤその他の防滑タイヤを取付ける等有効なすべり止めの措置を講じないで車両(軽車両を除く。)を運転しないこと。この場合、道路状況に応じてタイヤチェーン又はスノータイヤその他の防滑タイヤを全駆動輪に用いること。	山梨県道路交通法施行細則 昭和三十五年十二月二十日 山梨県公安委員会規則第七号 第10条(2)

公安委	チェーン	冬タイヤ	規定内容	条例の名称
新潟	駆動輪	雪路用 全車輪	積雪又は凍結のため、すべるおそれのある道路において自動車又は原動機付自転車を運転するときは、次のいずれかに該当するすべり止めの措置を講ずること。 イ 駆動輪(他の車両をけん引するものにあつては、被けん引車の最後軸輪を含む。)の全タイヤに鎖等を取り付けること。 ロ 全車輪に、すべり止めの性能を有する雪路用タイヤを取り付けること。	新潟県道路交通法施行細則 昭和39年10月30日 新潟県公安委員会規則第15号 第12条(1)
長野	駆動輪	防滑タイヤ 全車輪	積雪又は凍結している道路において自動車(二輪のものを除く。)を運転するときは、タイヤ・チェーン又は防滑タイヤ(滑り止めの性能を有するタイヤをいう。以下この号において同じ。)を用いる等滑り止めの処置を講ずること。この場合、タイヤ・チェーンを用いるときは両側の後輪(前輪駆動により走行するものは前輪)、防滑タイヤを用いるときは全輪とすること。	長野県道路交通法施行細則 昭和35年12月19日 公安委員会規則第4号 第14条(2)
静岡		雪上用	自動車(二輪のものを除く。)は、積雪又は凍結している道路を通行するときは、タイヤに鎖を巻くか、又は雪上用タイヤを用いる等して、すべり止めの措置を講ずること。	静岡県道路交通法施行細則 昭和35年12月14日 公安委員会規則第7号 第9条(1)
岐阜			積雪又は凍結している道路において、自動車(二輪のものを除く。)を運転するときは、タイヤにチェーンを取り付ける等すべり止めの措置を講ずること。	岐阜県道路交通法施行規則 昭和35年12月14日 岐阜県公安委員会規則第13号 第12条(2)
愛知			積雪又は凍結のため滑るおそれのある道路において自動車(二輪のものを除く。)を運転するときは、タイヤ・チェーンを取り付ける等滑り止めの措置を講ずること。	愛知県道路交通法施行細則 昭和三十五年十二月十四日 公安委員会規則第六号 第七條四
三重		スノー	積雪又は凍結している道路においては、タイヤチェーン、スノータイヤその他の有効なすべり止めの措置を講じないで自動車(二輪の自動車を除く。)を運転しないこと。	三重県道路交通法施行細則 昭和四十三年十二月二十七日 三重県公安委員会規則第三号 第十六条五
富山	前又は後	特殊タイヤ 全車輪	積雪又は凍結している道路において、車両(軽車両を除く。)を運転するときは、タイヤ・チェーン又はすべり止め用特殊タイヤを取り付けるなど、路面の状況に応じ有効なすべり止め装置を講ずること。ただし、タイヤ・チェーンについては、前車輪又は後車輪に取り付ければ足りる。	富山県道路交通法施行細則 昭和47年3月13日 富山県公安委員会規則第2号 第17条(3)
石川	駆動輪 総輪駆動は前又は後	雪道用 全車輪 50%	積雪又は凍結している道路において、自動車又は原動機付自転車を運転するときは、雪道用タイヤ(滑り止め性能を有する雪道用タイヤで接地面の突出部が五十パーセント以上摩耗していないものに限る。)を全車輪に装着し、又はタイヤチェーン等を駆動輪(すべての車輪が駆動するものにあつては、前軸輪又は後軸輪)及び被けん引車の最後部の軸輪に取り付けて滑り止めの措置を講ずること。	石川県道路交通法施行細則 昭和三十五年十二月十四日 公安委員会規則第十二号 第十二条一
福井	駆動輪 総輪駆動は前又は後	雪道用 全車輪 50%	積雪または凍結している道路において、自動車または原動機付自転車を運転するときは、雪道用タイヤ(滑り止めの性能を有する雪道用のタイヤで接地面の突出部が五十パーセント以上摩耗していないものに限る。)を全車輪に装着し、またはタイヤチェーン等を駆動輪(他の車両をけん引するものにあつては、被けん引車の最後部の軸輪を含む。)の全タイヤ(全車輪が駆動するものにあつては、前輪または後輪のいずれかの全タイヤ)に取り付けて滑り止めの措置を講ずること。	福井県道路交通法施行細則 昭和四十三年二月二十四日 福井県公安委員会規則第一号 第十六条二

公安委	チェーン	冬タイヤ	規定内容	条例の名称
京都		スノー 凍結時は×	積雪又は凍結している道路において、自動車(2輪のものを除く。)を運転するときは、滑り止めの措置としてタイヤ・チェーン、スノータイヤ(凍結している道路を除く。)等を使用すること。	京都府道路交通規則 昭和35年12月15日 京都府公安委員会規則第13号 第12条(5)
滋賀			積雪または凍結している道路において、自動車(二輪の自動車を除く。)を運転するときは、タイヤ・チェーン等を取りつけ、すべり止めの措置を講ずること。	滋賀県道路交通法施行細則 昭和53年3月20日 滋賀県公安委員会規則第2号 第14条(1)
奈良		雪路用 摩耗してない	積雪又は凍結している道路において、自動車(二輪を除く。)を運転するときは、タイヤチェーンを取り付け又は雪路用タイヤ(雪路用タイヤとして作られたもので、接地面の突出部が摩耗していないものに限る。)を取り付ける等すべり止めの措置を講ずること。	奈良県道路交通法施行細則 昭和48年12月20日 奈良県公安委員会規則第14号 第15条(3)
和歌山		スノー又は スタッドレス 積雪時 積雪時以外×	積雪又は凍結している道路において自動車(二輪のものを除く。)を運転するときは、タイヤ・チェーンを取り付けるなどすべり止めの措置を講ずること。ただし、積雪している道路においてスノータイヤ又はスタッドレスタイヤを取り付けた場合は、すべり止めの措置を講じたものとみなす。	和歌山県道路交通法施行細則 昭和47年12月18日 公安委員会規則第9号 第12条(3)
大阪			積雪又は凍結のためすべるおそれのある道路において自動車を運転するときは、タイヤチェーンを取り付ける等すべり止めの措置を講ずること。	大阪府道路交通規則 昭和35年12月20日 大阪府公安委員会規則第9号 第13条(5)
兵庫		スノー 全車輪 50%	積雪又は凍結している道路において、自動車(小型特殊自動車を除く。)又は原動機付自転車を運転するときは、スノー・タイヤ(接地面の突出部が50パーセント以上摩耗していないものに限る。)を全車輪に装着し、又はタイヤ・チェーンを取り付けるなど効果的な滑り止めの措置を講ずること。	兵庫県道路交通法施行細則 昭和35年12月19日 公安委員会規則第11号 最近改正平成17年10月21日 公安委員会規則第15号 第9条(3)
鳥取		スノー	積雪又は凍結している道路において自動車を運転するときは、タイヤチェーン、スノータイヤ等自動車のすべり止めに効果のある措置を講ずること。	鳥取県道路交通法施行細則 昭和35年12月19日 鳥取県公安委員会規則第8号 第9条の2(1)
島根	駆動輪	スノー 全車輪 50%	積雪又は凍結している道路において自動車(小型特殊自動車及びキャタピラを有する車両を除く。)及び原動機付自転車を運転するときは、全車輪にスノータイヤ(効果限界線以上に磨滅していないものに限る。)又は駆動輪にタイヤチェーンを取付ける等有効な滑り止め措置を講ずること。	島根県道路交通法施行細則 昭和55年4月15日 島根県公安委員会規則第4号 第15条(4)
岡山		スノー 凍結時は×	積雪又は凍結している道路において自動車(二輪のものを除く。)を運転するときはタイヤチェーン等のすべり止めに効果のある装置を備え付けること。ただし、凍結時においてはスノータイヤは使用しないこと。	岡山県道路交通法施行細則 昭和35年12月16日 公安委員会規則第6号 第10条(2)
広島	駆動輪	スノー 全車輪 50%	積雪又は凍結している道路において自動車(二輪のものを除く。)を運転するときは、駆動輪にタイヤチェーンを取り付け、又は全車輪にスノータイヤ(接地面の突出部が50パーセント以上摩耗していないものに限る。)を装着する等路面の状況に応じ効果的な滑り止めの装置を講ずること。	広島県道路交通法施行細則 昭和35年12月13日 公安委員会規則第15号 第10条(2)
山口		スノー	積雪し、又は凍結している道路において、滑り止めに効果のあるタイヤ・チェーン、スノータイヤ等を取り付けずに自動車(二輪のものを除く。)を運転しないこと。	山口県道路交通規則 昭和四十七年七月一日 山口県公安委員会規則第三号 第十一条四

公安委	チェーン	冬タイヤ	規定内容	条例の名称
徳島		スノー	積雪又は凍結している道路において、自動車(大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。)を運転するときは、タイヤにタイヤチェーンを取り付け、又はスノータイヤを用いる等滑り止めの措置を講ずること。	徳島県道路交通法施行細則 昭和47年1月28日 徳島県公安委員会規則第1号 第14条(3)
香川			積雪し、又は凍結している道路において、自動車(大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。)を運転するときは、タイヤチェーンを取り付ける等すべり止めの措置を講ずること。	道路交通法施行細則 平成十二年二月一日 公安委員会規則第三号 第二十条三
愛媛		スノー	積雪し、又は凍結している道路において自動車を運転するときは、タイヤチェーン、スノータイヤ等すべり止めに効果のある装置を備え付けること。	愛媛県道路交通規則 昭和47年3月31日 公安委員会規則第2号 第12条(2)
高知		スノー	積雪又は凍結している道路において自動車(二輪のものを除く。)を運転するときは、タイヤチェーン又はスノータイヤを取り付ける等滑り止めの措置を講ずること。	高知県道路交通法施行細則 昭和35年12月20日 公安委員会規則第5号 第11条(5)
福岡			積雪又は凍結をしている道路において、自動車又は原動機付自転車を運転するときは、滑り止めに必要な措置を講ずること。	福岡県道路交通法施行細則 昭和47年4月1日 福岡県公安委員会規則第7号 第14条(3)
大分		スノー	積雪又は凍結している道路において自動車を運転するときは、タイヤチェーン又はスノータイヤを取り付けるなど有効な滑り止めの措置を講ずること。	大分県道路交通法施行細則 昭和51年7月26日 大分県公安委員会規則第2号 第14条(2)
長崎		スノー	積雪及び凍結している道路において自動車又は原動機付自転車を運転するときは、タイヤチェーン、スノータイヤ等を取り付けて滑り止めの措置を講ずること。	長崎県道路交通法施行細則 平成13年3月2日 長崎県公安委員会規則第2号 第14条(1)
佐賀		スノー	積雪又は凍結している道路において、自動車(二輪のものを除く。)を運転するときは、タイヤ・チェーン又はスノー・タイヤをとりつける等すべり止めの措置を講ずること。	佐賀県道路交通法施行細則 昭和三十五年十二月二十日 佐賀県公安委員会規則第三号 第十一条一
熊本		雪路	積雪又は凍結している道路において、自動車又は原動機付自転車を運転するときは、雪路タイヤ等を使用するか、タイヤチェーンをとりつけるなどすべり止めの措置を講ずること。	熊本県道路交通規則 〔公安委員会〕 昭和47年2月24日 公安委員会規則第1号 第11条(6)
宮崎		スノー	積雪又は凍結している道路において、自動車(二輪のものを除く。)を運転するときはタイヤ、チェーン、スノータイヤ等を取りつけるなど、すべり止めの措置を講ずること。	宮崎県道路交通法施行細則 昭和三十五年十二月十六日 公安委員会規則第八号 第十二条一
鹿児島		スノー	積雪又は凍結して滑るおそれのある道路において、自動車(二輪のものを除く。)を運転するときは、タイヤ・チェーン又はスノータイヤを取り付ける等滑り止めの措置を講ずること。	鹿児島県道路交通法施行細則 昭和53年11月24日 公安委員会規則第16号 第12条(4)
沖縄			(積雪または凍結時の滑り止めに関する規定はない)	